

有識者等の意見を踏まえ、具体的条文案の完成を目指す。現時点における議論の状況と方向性は、以下の通りである。

2 各テーマにおける議論の状況と方向性

(1) 自衛隊の明記について

【現行憲法下における自衛隊の位置付け】

9条2項は、「戦力の不保持」と「交戦権の否認」を規定し、「徹底した平和主義」を志向するものであり、日本国憲法の大きな特徴の一つであると言われてきた。

この条項の下、憲法制定当初は国連による国際平和の実現やわが国の安全の確保が想定されていたが、冷戦による国連の機能不全という現実直面したわが国は、この「徹底した平和主義」の下での現実的な対応として、①防衛の分野では、「専守防衛」の枠内で自衛隊を創設し、国と国民の安全を守るための諸法制を着実に整備するとともに、②国際貢献の分野においても、憲法の枠内で武力行使を伴わない支援活動に自衛隊を活用することにより、特に近年積極的に責任を果たしてきた。

【憲法改正の必要性】

このような自衛隊の諸活動は、現在、多くの国民の支持を得ている。他方、自衛隊については、①合憲と言う憲法学者は少なく、②中学校の大半の教科書(7社中6社)が違憲論に触れており、③国会に議席を持つ政党の中には自衛隊を違憲と主張するものもある。そのため、憲法改正により自衛隊を憲法に位置付け、「自衛隊違憲論」は解消すべきである。

自衛隊を憲法に位置付けるに当たっては、現行の9条1項・2項及びその解釈を維持した上で、「自衛隊」を明記するとともに、「自衛の措置(自衛権)」についても言及すべきとの観点から、次のような「条文イメージ(たたき台素案)」を基本とすべきとの意見が大勢を占めた。

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
(※第9条全体を維持した上で、その次に追加)

【9条1項・2項維持論に関するその他の意見】

なお、上記の「条文イメージ(たたき台素案)」に対しては、①端的に「自衛権の発動」について言及すべきとの意見や、②「必要な措置をとることを目的として」などのより簡潔な表現を工夫すべきとの意見があったほか、③そもそも、これまでの政府解釈のキーワードである「必要最小限度の実力組織」の表現を盛り込むべきとの意見もあった。

【9条2項削除論】

9条2項を削除・改正した上で、陸海空自衛隊を保持し、自衛権行使の範囲については、安全保障基本法で制約することとし、憲法上の制約は設けない。

また、シビリアンコントロールに関する規定も置く。これにより、「戦力」や

出典：自由民主党 憲法改正推進本部「憲法改正に関する議論の状況について」p.2(平成30年3月26日)

※下線部は玉木雄一郎事務所にて追加

令和6年4月25日(木) 衆議院憲法審査会 玉木雄一郎(国民民主党・無所属クラブ)

法措置が取られるべきこと（我が国が経験した幾多の自然災害に応じて災害対策基本法等が改正され、災害法制はほぼ完成の域にあると言われている。実際、関東大震災時に発せられた緊急勅令のメニューのほとんどは、日本国憲法の理念にそぐわないものを除き、個別法における緊急政令制度に取り込まれている。なお、現行の災害対策基本法における緊急政令事項について、東日本大震災及び南海トラフ地震特措法改正の際に政府の審議会等において検討がなされたが、新たな追加事項は認められていないところである。また、人権制限についても、個別法制において、必要に応じて合理的な範囲内で措置が可能であることは自明の理である）、(2)緊急時には直ちに臨時会が召集され、必要な立法措置を行うとともに政府が行き過ぎないように監視に当たるべきこと（「国会中心主義」の徹底）、(3)衆議院の解散中や任期満了時のような国会不存在時に備えて、戦前の権力濫用の反省に基づき措置された現行憲法の緊急事態条項である「参議院の緊急集会」が用意されていること、を挙げることができる。

このような「徹底した国会中心主義」の見地から備えが想定されていることに鑑みれば、上記の論点のうち「緊急政令・緊急財政処分」については、国会の権能の放棄であるとともに深刻な濫用の危険が排除できず、到底、これに与することはできない。

なお、上記(1)～(3)の備えについては、「国会中心主義」を貫徹するために、以下の二点に留意することが必要である。一つは、これらの国会機能維持を支えるために、平時のうちに、オンラインによる審議の環境を整備しておく必要があるという点である。

もう一つは、紛争等により選挙が執行できず、衆議院議員が不在となるような究極の事態（「選挙困難事態」）について、それが起こり得るものであるか検討した上で、国会機能を維持するために必要であれば、下記の二点の検討も要するという点である。

(1) 参議院の緊急集会は、「どんな精緻なる憲法を定めましても、口実を其処に入れて又破壊される虞絶無とは断言し難い」、「民主政治を徹底する見地」等の見解に立ち、半数改正による参議院は「万年国会」である」として措置されたものであり、世界的に優れた仕組みと言わなければならない。この参議院の緊急集会の制度の位置付け（射程・機能・権限等）に関し、「解散時に限られるか、任期満了時も含まれるか」、「行政監視機能等を行行使できるのか」などについて、有識者の意見を含めて明確に整理しておく必要がある。必要があればこれらの点について憲法又は法律に明記することも検討する。

(2) 数年にわたり選挙困難事態が継続する場合には「議員任期延長」によることも考えられるが、国民の選挙権行使の機会の保障、政府・与党による権力濫用防止の観点から問題があるため、政治セクターから独立した司法機関（憲法裁判所等・後掲⑤）による関与と併せて考える必要がある。

さらに、「国会中心主義」を強化する観点から、国会の閉会禁止・解散禁止（後掲③）、即時召集といった憲法改正事項についても、併せて検討を要する。

② 臨時会召集要求の実効性

（現状と課題）

憲法 53 条後段の明文規定に反して、所定の要求があったにもかかわらず、内閣が臨時会召集を放置する事例が続いている。最近の例で言えば、2020 年（デルタ株）から 2022 年（オミクロン株）の新型コロナ対応の行政監督や立法措置等が必要とされる場面において、内閣は、長期間、臨時会召集要求に応じなかった。このような明白な憲法違反の繰り返しが常態化している。

（解決の方向性）

出典：立憲民主党 憲法調査会「国会のあり方分科会・中間報告」p.3（令和5年2月22日 泉「次の内閣」第19回閣議了承）

※下線部は玉木雄一郎事務所にて追加

令和6年4月25日(木) 衆議院憲法審査会 玉木雄一郎（国民民主党・無所属クラブ）